

千葉県コミュニケーションロボット導入支援事業費補助金交付要綱

令和5年5月31日

(趣旨)

第1条 知事は、介護事業所等における入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上を図るモデルとなる取組を支援するため、別表に定める補助対象事業者がコミュニケーションロボットの導入に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、コミュニケーションロボットとは、次の全ての要件を満たすロボットをいう。

- (1) 日常生活支援における、コミュニケーションの場面において使用され、双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、入所者・利用者のADL（日常生活動作）やQOL（生活の質）の維持・向上に効果のあるロボットであること。
- (2) 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができるロボットであること。
- (3) 販売価格が公表されており、一般に購入等ができる状態にあるロボットであること。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。）、看護小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。)

(2) 施設

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

(補助対象事業者及び経費等)

第3条 本補助金の対象となる事業者、経費等は別表のとおりとする。

(補助事業からの除外)

第4条 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第5条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体）とする。

(導入計画の作成)

第6条 事業者は、入所者・利用者のADLやQOLの維持・向上等のための

コミュニケーションロボット導入計画を作成しなければならない。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して補助金の交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業について変更する場合（知事が認める軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し

付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(10) 事業者が第1号から第9号に掲げる条件に違反した場合、知事は事業者に対し、その交付額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

(承認申請)

第9条 前条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第2号様式)又は補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日を経過した日)又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(導入効果の報告)

第11条 事業者は、第6条の規定によるコミュニケーションロボット導入計画に基づき、ロボットの導入により得られた効果等について、知事に報告しなければならない。

(交付の請求)

第12条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第13条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定によりすでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずる。

(繰越承認の申請)

第15条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を繰り越す必要がある場合は、繰越承認申請書(第7号様式)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、年度終了実績報告書(第8号様式)を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月31日より施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

【別表】

項目	内容
補助対象事業者	<p>千葉県内（千葉市を除く）に所在する以下の事業所・施設を運営する事業者。</p> <p>【事業所】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護事業所 2 地域密着型通所介護事業所 3 療養通所介護事業所 4 認知症対応型通所介護事業所 5 通所リハビリテーション事業所 6 小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。） 7 看護小規模多機能型居宅介護事業所（通い・宿泊サービスに限る。） <p>【施設】</p> <ol style="list-style-type: none"> 8 短期入所生活介護事業所 9 短期入所療養介護事業所 10 介護老人福祉施設 11 地域密着型介護老人福祉施設 12 介護老人保健施設 13 介護医療院 14 介護療養型医療施設 15 認知症対応型共同生活介護事業所 16 養護老人ホーム 17 軽費老人ホーム 18 有料老人ホーム 19 サービス付き高齢者向け住宅
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該年度に要するコミュニケーションロボットの購入、レンタル又はリースに係る経費。ただし、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用は含まない。 2 本補助金により導入した機器に係る保守・サポート費、導入設定費、セキュリティ対策費等の経費。ただし、当該年度中に支払う経費のみとする。また、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用は含まない。

補助金交付額	1台につき補助対象経費の5分の4を補助する。ただし、千円未満は切捨てとする。なお、補助限度額は1台につき、補助対象経費1～2を含め、100万円とする。												
補助上限台数	<p>(1) 事業所 1事業所あたり2台とする。</p> <p>(2) 施設 利用者の定員数に応じて、1施設あたり以下の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="598 705 1364 996"> <thead> <tr> <th data-bbox="598 705 973 750">利用者定員数</th> <th data-bbox="973 705 1364 750">上限台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="598 750 973 795">20名以下</td> <td data-bbox="973 750 1364 795">1台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 795 973 840">21名以上40名以下</td> <td data-bbox="973 795 1364 840">2台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 840 973 884">41名以上60名以下</td> <td data-bbox="973 840 1364 884">3台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 884 973 929">61名以上80名以下</td> <td data-bbox="973 884 1364 929">4台</td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 929 973 996">81名以上</td> <td data-bbox="973 929 1364 996">5台</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、個別の事情により上限台数を超える必要がある場合については、個別協議を実施し、知事が特に必要と認める場合に限り、上限台数を上乗せすることができる。</p>	利用者定員数	上限台数	20名以下	1台	21名以上40名以下	2台	41名以上60名以下	3台	61名以上80名以下	4台	81名以上	5台
利用者定員数	上限台数												
20名以下	1台												
21名以上40名以下	2台												
41名以上60名以下	3台												
61名以上80名以下	4台												
81名以上	5台												